

平成29年3月定例教育委員会 会議次第

開催日時：平成29年3月27日（月）9時から
会 場：臼杵庁舎 301会議室

1 開 会

2 教育長報告

3 協議事項

- | | |
|--------|--|
| 報告第 2号 | 専決処分の承認を求めることについて |
| 第10号議案 | 平成29年度臼杵市学校教育指導方針を定めることについて |
| 第11号議案 | 平成29年度臼杵市社会教育基本方針を定めることについて |
| 第12号議案 | 教育委員会事務局の人事異動について |
| 第13号議案 | 臼杵市教育委員会公告式規則の一部改正について |
| 第14号議案 | 臼杵市教育委員会会議規則の一部改正について |
| 第15号議案 | 臼杵市教育委員会会議傍聴規則の一部改正について |
| 第16号議案 | 臼杵市教育長の執務時間その他の勤務条件を定める規則の廃止について |
| 第17号議案 | 臼杵市教育委員会公印規則の一部改正について |
| 第18号議案 | 臼杵市立学校通学区域設定規則の一部改正について |
| 第19号議案 | 臼杵市立学校管理規則の一部改正について |
| 第20号議案 | 臼杵市立学校処務規程の一部改正について |
| 第21号議案 | 臼杵市立学校職員の校務旅行における自家用自動車に関する取扱要領の一部改正について |

4 学力向上について

- ・市内中学校の高校進路状況について

5 教育予算等について

6 その他

- ・臼杵市家庭教育基本方針について
- ・幼児教育方針について
- ・幼稚園について

7 閉 会

連絡事項

(1) 各課からの連絡等

- ・放課後子ども教室・中3生教室の反省会の報告について
- ・臼杵市さくらマラソン大会について
- ・臼杵摩崖仏国宝追加指定について
- ・臼杵っこガイド・学芸員の認定について
- ・ヤマコ臼杵美術博物館について
- ・平成29年度入学式の出席について

(2) 平成29年4月定例教育委員会の開催について

候補日①平成29年4月26日（水）9時から

②平成29年4月28日（金）9時から

平成29年3月

定例教育委員会議案

臼杵市教育委員会

平成29年3月定例教育委員会付議議案 目次

報告第 2号	専決処分の承認を求めることについて……………	1
第10号議案	平成29年度臼杵市学校教育指導方針を定めることについて……………	2
第11号議案	平成29年度臼杵市社会教育基本方針を定めることについて……………	3
第12号議案	教育委員会事務局の人事異動について……………	4
第13号議案	臼杵市教育委員会公告式規則の一部改正について……………	5
第14号議案	臼杵市教育委員会会議規則の一部改正について……………	6
第15号議案	臼杵市教育委員会会議傍聴規則の一部改正について……………	7
第16号議案	臼杵市教育長の執務時間その他の勤務条件を定める 規則の廃止について……………	8
第17号議案	臼杵市教育委員会公印規則の一部改正について……………	9
第18号議案	臼杵市立学校通学区域設定規則の一部改正について……………	14
第19号議案	臼杵市立学校管理規則の一部改正について……………	17
第20号議案	臼杵市立学校処務規程の一部改正について……………	19
第21号議案	臼杵市立学校職員の校務旅行における自家用自動車に関する取扱 要領の一部改正について……………	20

第10号議案

平成29年度臼杵市学校教育指導方針を定めることについて

平成29年度臼杵市学校教育指導方針を定めることについて、臼杵市教育長に対する事務委任規則（平成17年臼杵市教育委員会規則第6号）第1条第1号の規定に基づき、議決を求める。

平成29年3月27日提出

臼杵市教育委員会教育長 齋藤 克己

理 由

平成29年度臼杵市学校教育指導方針を定める必要があるため提出する。

第 1 1 号議案

平成 2 9 年度臼杵市社会教育基本方針を定めることについて

平成 2 9 年度臼杵市社会教育基本方針を定めることについて、臼杵市教育長に対する事務委任規則（平成 1 7 年臼杵市教育委員会規則第 6 号）第 1 条第 1 号の規定に基づき、議決を求める。

平成 2 9 年 3 月 2 7 日提出

臼杵市教育委員会教育長 齋藤 克己

理 由

平成 2 9 年度臼杵市社会教育基本方針を定める必要があるので提出する。

第12号議案

教育委員会事務局の人事異動について

教育委員会事務局の人事異動について、臼杵市教育長に対する事務委任規則（平成17年臼杵市教育委員会規則第6号）第1条第6号の規定に基づき議決を求める。

平成29年3月27日提出

臼杵市教育委員会教育長 齋藤 克己

記

教育委員会事務局の人事異動について

平成29年3月31日及び平成29年4月1日付けで人事異動発令を次のように行う。

平成28年3月31日異動

新所属・職階名	氏名	旧所属・職階名

平成29年4月1日異動

別添のとおり

第13号議案

臼杵市教育委員会公告式規則の一部改正について

臼杵市教育委員会公告式規則（平成17年臼杵市教育委員会規則第1号）の一部改正について、臼杵市教育長に対する事務委任規則（平成17年臼杵市教育委員会規則第6号）第1条第2号の規定に基づき、議決を求める。

平成29年3月27日提出

臼杵市教育委員会教育長 斎藤克己

臼杵市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則

臼杵市教育委員会公告式規則（平成17年臼杵市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「委員長」を「教育長」に改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

理 由

教育行政における責任の明確化や首長との連携強化を図るため、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が平成27年4月1日から施行された。教育長の任期満了に伴い、新教育委員会制度に移行するため適応する条及び条文の整備が必要となった。

第14号議案

臼杵市教育委員会会議規則の一部改正について

臼杵市教育委員会会議規則（平成17年臼杵市教育委員会規則第2号）の一部改正について、臼杵市教育長に対する事務委任規則（平成17年臼杵市教育委員会規則第6号）第1条第2号の規定に基づき、議決を求める。

平成29年3月27日提出

臼杵市教育委員会教育長 齋藤克己

臼杵市教育委員会会議規則の一部を改正する規則

臼杵市教育委員会会議規則（平成17年臼杵市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項、第3条、第5条、第6条、第8条中第2項、第9条及び第11条中「委員長」を「教育長」に改める。

第12条中「委員長及び委員長職務代理者が共に欠けたときは、最年長者が委員長の職務を代理する。」を「教育長及び教育長があらかじめ指名する教育委員が共に欠けたときは、最年長者が教育長の職務を代理する。」に改める。

第13条、第14条、第16条及び第18条中「委員長」を「教育長」に改める。

第19条第1項中「委員長が事務局職員のうちから教育長の推薦する者を」を「教育長が事務局職員のうちから」に改め、同条第2項の「委員長」を「教育長」に改める。

第20条第1項第9号、第21条及び第22条中「委員長」を「教育長」に改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

理 由

教育行政における責任の明確化や首長との連携強化を図るため、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が平成27年4月1日から施行された。教育長の任期満了に伴い、新教育委員会制度に移行するため適応する条及び条文の整備が必要となった。

第15号議案

臼杵市教育委員会会議傍聴規則の一部改正について

臼杵市教育委員会会議傍聴規則（平成17年臼杵市教育委員会規則第1号）の一部改正について、臼杵市教育長に対する事務委任規則（平成17年臼杵市教育委員会規則第6号）第1条第2号の規定に基づき、議決を求める。

平成29年3月27日提出

臼杵市教育委員会教育長 斎藤克己

臼杵市教育委員会会議傍聴規則の一部を改正する規則

臼杵市教育委員会会議傍聴規則（平成17年臼杵市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「教育委員会委員長（以下「委員長」という。）が必要であると認める事項を告げて、委員長」を「教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が必要であると認める事項を告げて、教育長」に改め、同条第2項中「委員長」を「教育長」に改める。

第3条第1項第3号、第5条及び第6条中「委員長」を「教育長」に改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

理 由

教育行政における責任の明確化や首長との連携強化を図るため、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が平成27年4月1日から施行された。教育長の任期満了に伴い、新教育委員会制度に移行するため適応する条及び条文の整備が必要となった。

第16号議案

臼杵市教育長の執務時間その他の勤務条件を定める規則の廃止について

臼杵市教育長の執務時間その他の勤務条件を定める規則（平成17年臼杵市教育委員会規則第1号）の廃止について、臼杵市教育長に対する事務委任規則（平成17年臼杵市教育委員会規則第6号）第1条第2号の規定に基づき、議決を求める。

平成29年3月27日提出

臼杵市教育委員会教育長 齋藤克己

臼杵市教育長の執務時間その他の勤務条件を定める規則を廃止する規則

臼杵市教育長の執務時間その他の勤務条件を定める規則（平成17年臼杵市教育委員会規則第3号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

理 由

教育行政における責任の明確化や首長との連携強化を図るため、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が平成27年4月1日から施行された。

教育長についても市長等と同様に「特別職」としてのその給与等について定めることとなったため関係条例の改廃が平成29年3月議会にて行われたため。

第17号議案

臼杵市教育委員会公印規則の一部改正について

臼杵市教育委員会公印規則（平成17年臼杵市教育委員会規則第1号）の一部改正について、臼杵市教育長に対する事務委任規則（平成17年臼杵市教育委員会規則第6号）第1条第2号の規定に基づき、議決を求める。

平成29年3月27日提出

臼杵市教育委員会教育長 齋藤克己

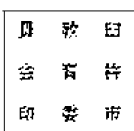
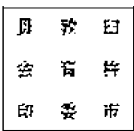
臼杵市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

臼杵市教育委員会公印規則（平成17年臼杵市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第2条中「寸法」の次に「、形式」を加え、「及び別表第1の2のとおりとし、その形式は別表第2」を削る。

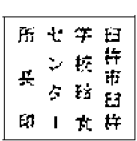
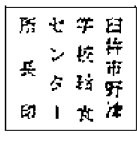
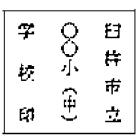

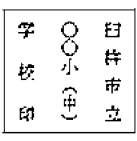
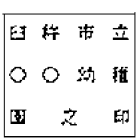

別表第1を次のように改める。

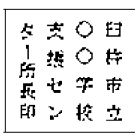
別表第1（第2条関係）

番号	名称	寸法 (ミリメートル)	形式	書体	保管者	使用区分	個数
1	臼杵市教育委員会印	方44		てん書	教育総務課長	辞令、賞状等	1
2	臼杵市教育委員会印	方21		れい書	教育総務課長	教育委員会名をもってする公文書	1

3	白杵市教育委員会教育長印	方 18	白杵市教育委員会教育長印	れい書	教育長	教育長名をもってする教育総務課、学校教育課、文化・文化財課、学校給食課所管の公文書	1
4	白杵市教育委員会教育長印	方 18	白杵市教育委員会教育長印	れい書	社会教育課長	教育長名をもってする社会教育課所管の公文書	1
5	白杵市教育委員会教育長印	方 18	白杵市教育委員会教育長印	てん書	学校支援センター所長	白杵市教育委員会事務決裁規程第4条第6号に規定する専決事項に係る教育長名をもってする公文書	2
6	白杵市教育委員会教育総務課長印	方 18	白杵市教育委員会教育総務課長印	れい書	教育総務課長	教育総務課長名をもってする公文書	1

7	白杵市教育 委員会学校 教育課長之 印	方 18	之 育 学 印 課 校 長 教	てん書	学校教育課 長	学校教育課 名をもって する公文書	1
8	白杵市教育 委員会社会 教育課長之 印	方 18	課 社 育 白 長 会 教 杵 之 育 員 市 印 教 会 教	れい書	社会教育課 長	社会教育課 長名をもつ てする公文 書	1
9	白杵市中央 公民館長之 印	方 18	館 中 白 長 央 杵 之 公 市 印 民 市	れい書	白杵市中央 公民館長	白杵市中央 公民館長名 をもってす る公文書	1
10	白杵市野津 中央公民館 長之印	方 18	館 中 白 長 央 杵 之 公 野 印 民 津	れい書	白杵市野津 中央公民館 長	野津中央公 民館長名を もってする 公文書	1
11	白杵市立図 書館長之印	方 18	長 図 白 之 書 杵 印 館 立	てん書	図書館長	図書館長名 をもってす る公文書	1
12	文化・文化財 課長印	方 18	課 文 文 長 化 化 之 財 財 印 財 財	てん書	文化・文化財 課長	文化・文化 財課長名を もってする 公文書	1
13	白杵市教育 委員会学校 給食課長之 印	方 18	給 食 給 白 食 課 食 杵 長 之 課 市 印 長 之 教 育	れい書	学校給食課 長	学校給食課 長名をもつ てする公文 書	1

14	白杵市白杵 学校給食セ ンター所長 印	方 18		てん書	白杵学校給 食センター 所長	白杵学校給 食センター 所長名をも ってする公 文書	1
15	白杵市野津 学校給食セ ンター所長 印	方 18		てん書	野津学校給 食センター 所長	野津学校給 食センター 所長名をも ってする公 文書	1
16	白杵市立○ ○小(中)学 校印	方 24		てん書	学校長	諸証明書用	1
17	白杵市立○ ○小(中)学 校長之印	方 18		てん書	学校長	一般文書	1
18	白杵市立○ ○小(中)学 校印	方 45		てん書	学校長	ほう賞専用	1
19	白杵市立○ ○幼稚園之 印	方 24		てん書	幼稚園長	諸証明書用	1
20	白杵市立○ ○幼稚園長 之印	方 22		てん書	幼稚園長	一般文書	1

21	白杵市立○方18 ○学校支援 センター所 長印			てん書	学校支援セ ンター所長	一般文書	1
----	----------------------------------	--	---	-----	----------------	------	---

別表第1の2及び別表第2を削る。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

理 由

教育行政における責任の明確化や首長との連携強化を図るため、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が平成27年4月1日から施行された。教育長の任期満了に伴い、新教育委員会制度に移行するため規則の別表を改正する必要があるため。

第18号議案

臼杵市立学校通学区域設定規則の一部改正について

臼杵市立学校通学区域設定規則（平成17年臼杵市教育委員会規則第1号）の一部改正について、臼杵市教育長に対する事務委任規則（平成17年臼杵市教育委員会規則第6号）第1条第2号の規定に基づき、議決を求める。

平成29年3月27日提出

臼杵市教育委員会教育長 齋藤克己

臼杵市立学校通学区域設定規則の一部を改正する規則

臼杵市立学校通学区域設定規則（平成17年臼杵市教育委員会規則第16号）の一部を次のように改める。

別表（第2条関係）次のように改める。

別表（第2条関係）

1 小学校

学 校 番 号	学 校 名	通 学 区 域
1	佐志生小学校	大字佐志生
2	下ノ江小学校	大字大野（ただし、堂籠、友田、芝尾崎及び高倉を除く。）、大字田井、大字下ノ江
3	海辺小学校	大字諏訪、大字大浜、大字中津浦
4	下北小学校	大字井村、大字稲田、大字藤河内、大字大野の内堂籠、友田、芝尾崎、高倉及び大字岳谷の内松ヶ岳
5	上北小学校	大字末広（ただし、江無田を除く。）、大字田尻、大字岳谷（ただし、松ヶ岳を除く。）、大字久木小野のうち落合
6	臼杵南小学校	大字久木小野（ただし、落合を除く。）、大字吉小野、大字中臼杵、

		大字武山大字搔懐、大字中尾、大字左津留、大字高山、大字乙見、大字東神野
7	下南小学校	馬代、荒田、北ノ口、家野、深田、清太郎、望月、野村、田井ヶ迫、下田、神崎
8	市浜小学校	中洲、上市浜、下市浜、中市浜、新地、山の手、双葉、久保、浄光台、戸室、あすとぴあ、江無田、田篠川、弥生、門前
9	福良ヶ丘小学校	豊屋町、田町、二王座、上塩田、塩田、東福良、福良、西福良、温井、平清水、千代田
10	臼杵小学校	本町、新町、唐人町、横町、浜町、掛町、祇園南、祇園東、祇園中、祇園西、城北、洲崎、港町本通、港町東、新港町、城南、本丁、浜、東海添、西海添、南海添、北海添、駅前、下り松、深江、柿ノ浦、久保浦、荳場、破磯、清水、泊ヶ内、板知屋、大泊、風成、横網代、鳴川、坪江
11	川登小学校	大字垣河内、大字泊、大字清水原、大字岩屋、大字白岩、大字落谷、大字東谷の白岩
12	野津小学校	大字野津市、大字原、大字老松、大字宮原、大字都原、大字山頭の内八熊、持丸、竹部、大字袖ノ木、大字西寒田、大字千塚、大字烏嶽、大字藤小野、大字八里合、大字福良木、大字亀甲、大字王子、大字山頭の内田中、大字西神野
13	南野津小学校	大字前河内、大字吉田、大字秋山、大字西畑、大字東谷（ただし、白岩を除く。）

2 中学校

学校番号	学校名	通学区域
1	北中学校	海辺小学校区、下北小学校区、上北小学校区、下ノ江小学校区及び佐志生小学校区
2	南中学校	臼杵南小学校区
3	西中学校	下南小学校区、市浜小学校区、福良ヶ丘小学校区（ただし、豊屋町、

		田町、二王座、上塩田及び塩田を除く。)
4	東中学校	臼杵小学校区、福良ヶ丘小学校区の内豊屋町、田町二王座、上塩田及び塩田
5	野津中学校	野津町全域

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

理 由

臼杵市立豊洋中学校が平成29年3月31日限りで閉校となるため規則の一部を改正するもの。

第19号議案

臼杵市立学校管理規則の一部改正について

臼杵市立学校管理規則（平成17年臼杵市教育委員会規則第1号）の一部改正について、臼杵市教育長に対する事務委任規則（平成17年臼杵市教育委員会規則第6号）第1条第2号の規定に基づき、議決を求める。

平成29年3月27日提出

臼杵市教育委員会教育長 齋藤克己

臼杵市立学校管理規則の一部を改正する規則

臼杵市立学校管理規則（平成17年臼杵市教育委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第24条関係）

拠点校及び支援センターの名称	連携校
臼杵市立東中学校 【臼杵市立臼杵学校支援センター】	(1) 臼杵市立佐志生小学校 (2) 臼杵市立下ノ江小学校 (3) 臼杵市立海辺小学校 (4) 臼杵市立下北小学校 (5) 臼杵市立上北小学校 (6) 臼杵市立下南小学校 (7) 臼杵市立市浜小学校 (8) 臼杵市立福良ヶ丘小学校 (9) 臼杵市立臼杵小学校 (10) 臼杵市立北中学校 (11) 臼杵市立西中学校
臼杵市立野津中学校 【臼杵市立野津学校支援センター】	(1) 臼杵市立臼杵南小学校 (2) 臼杵市立野津小学校 (3) 臼杵市立川登小学校

	(4) 白杵市立南野津小学校 (5) 白杵市立南中学校
--	--------------------------------

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

理 由

白杵市立豊洋中学校が平成29年3月31日限りで閉校となるため規則の一部を改正するもの。

第20号議案

臼杵市立学校処務規程の一部改正について

臼杵市立学校処務規程（平成17年臼杵市教育委員会訓令第8号）の一部改正について、臼杵市教育長に対する事務委任規則（平成17年臼杵市教育委員会規則第6号）第1条第2号の規定に基づき、議決を求める。

平成29年3月27日提出

臼杵市教育委員会教育長 齋藤克己

臼杵市立学校処務規程の一部を改正する訓令

臼杵市立学校処務規程（平成17年臼杵市教育委員会訓令第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1の豊洋中学校の項を削る。

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

理 由

臼杵市立豊洋中学校が平成29年3月31日限りで閉校となるため訓令の一部を改正するもの。

第21号議案

臼杵市立学校職員の公務旅行における自家用車使用に関する取扱要領の一部改正について

臼杵市立学校職員の公務旅行における自家用車使用に関する取扱要領（平成17年臼杵市教育委員会訓令第1号）の一部改正について、臼杵市教育長に対する事務委任規則（平成17年臼杵市教育委員会規則第6号）第1条第2号の規定に基づき、議決を求める。

平成29年3月27日提出

臼杵市教育委員会教育長 齋藤克己

臼杵市立学校職員の公務旅行における自家用車使用に関する取扱要領の一部を改正する訓令

臼杵市立学校職員の公務旅行における自家用車使用に関する取扱要領（平成17年臼杵市教育委員会訓令第11号）の一部を次のように改正する。

第1条中「規定する職員」の次に「(以下「職員」という。)」を加える。

第2条第1項中「年度ごとに校長」を「あらかじめ旅行命令権者」に改め、同条第2項中「校長」を「旅行命令権者」に、「自家用車使用登録者名簿（様式第2号）」を「自家用車使用登録・運転免許証一覧表（様式第2号。以下「一覧表」という。）」に改め、同項第1号中「職員の配偶者、職員の父母又は子」を「民法（明治29年法律第89号）第725条の規定による親族」に改め、同項第2号中「、500万円以上の搭乗者保険」を削る。

第11条中「場合は、」の次に「学校教育課長に」を加え、同条を第12条とする。

第10条を第11条とし、第7条から第9条までを1条ずつ繰り下げる。

第6条を削り、第5条を第6条とし、同条の次に次の1条を加える。

（承認手続）

第7条 職員は、公務旅行に自家用車を使用しようとする場合は、旅行命令簿兼自家用車使用承認簿（様式第3号）により申し出て、旅行命令権者の承認を受けるものとする。

- 2 旅行命令権者は、第4条及び第5条の各号に掲げる事項の該当の有無について精査しなければならないものとする。
 - 3 旅行命令権者は、公務旅行に自家用車を使用することを承認するときは、旅行命令簿兼自家用車使用承認簿に必要な事項を記載し、及び押印し、並びに旅行命令書の特記事項欄に自家用車使用の旨記載するものとする。
 - 4 旅行命令権者は、第4条ただし書の規定により、公共交通機関を利用することが困難又は不都合な場合等により、やむを得ず職員に自家用車を県外で使用させなければならないときは、様式第4号によりあらかじめ教育委員会に申請し、その承認を得なければならない。
 - 5 教育委員会は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、承認の成否を旅行命令権者に通知するものとする。
- 第4条を第5条とし、第3条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。
- (有効期限の確認等)

第3条 旅行命令権者は、その権限に属する職員に係る登録の状況を把握し、その確認に努めなければならない。

- 2 旅行命令権者は、職員が公務旅行で公用車のみを使用する場合であっても運転免許証の有効期限等の確認の必要があることから、職員にあらかじめ運転免許証の写しを提出させ、一覧表により管理するものとする。
- 3 旅行命令権者は、毎月、翌月末までに有効期限が到来する登録又は運転免許証がないかを確認し、有効期限が到来するものがある場合にあっては、その旨を該当する職員へ通知し、必要な手続を行うよう指示するものとする。
- 4 旅行命令権者は、旅行命令の決裁に当たり、一覧表により有効期限が経過している登録又は運転免許証がないかの確認を行い、不備がある場合は、必要な手続を行うよう指示するものとする。

様式第1号から様式第4号までを次のように改める。

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

理 由

市町村立学校職員が、校務旅行において自家用車を使用する場合の取扱について、大分県教育委員会が基準の改定を行ったことに伴う取扱要領の改正。